公益財団法人富山市スポーツ協会 国際大会等激励金交付要綱

- (1)目 的 この要綱は国際大会等激励金の交付について必要な事項を定めるものとする。
- (2) 交付対象者 この激励金は次に掲げる選手及び指導者に対して別表に定めるスポーツ大会に出場した場合、激励金を交付する。
 - ① 富山市に住所を有する者。
 - ② 富山市外在住者の場合、中学生又は高校生時に富山市内に在住していた者。
 - ③ 富山市スポーツ協会に加盟する競技団体に登録する者 または、日本スポーツ協会に加盟する関係スポーツ団体 及びその加盟団体が派遣依頼した者。
 - ④ その他の国際大会については、高校生以下とし、予選会を経て出場した者または日本スポーツ協会もしくは日本スポーツ協会の加盟団体(その加盟団体も含む)が派遣依頼した者。
 - ⑤ 指導者は、激励金の交付を受ける選手が出場する大会の 指導者とする。(指導者のみでは交付できない。)また、 団体種目においては出場団体1団体につき1名までとす る。
- (3) 交付対象大会及び交付額 別表のとおりとする。
- (4)申請方法 対象者は国際大会等激励金交付申請書(様式第1号)、請求兼 振込依頼書(様式第2号)に関係書類を添えて提出すること。
 - ① 関係書類
 - ア 予選会の成績もしくは派遣依頼の写し
 - イ 大会要項もしくは大会派遣実施要項
 - り選手団名簿
- (5)申請期限 対象となる大会が実施される前日までとする。
- (6) 交付の決定 交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは交付を決定するもの。
- (7)結果報告 交付対象の大会が終了後、速やかに国際大会等激励金報告書 (様式第3号)を提出すること。

(8)激励金の返納 大会が中止になった場合など、出場の状況に応じて激励金の一部または全額の返納を求めることができる。

【別表】

交 付 対 象 大 会	交 付 額	
オリンピック競技大会 パラリンピック競技大会	1人につき	30,000円
アジア競技大会 ※1 パラアジア競技大会 ※2	"	20,000円
世界選手権大会 世界パラ選手権	"	20,000円
FISU ワールドユニバーシティゲームズ	IJ	20,000円
その他の国際大会※3	JJ	12,000円

- ※1 アジアオリンピック評議会 (OCA) が主催するアジア競技大会とする。
- ※2 アジアパラリンピック委員会 (APC) が主催するアジアパラ競技大会と する。
- ※3 公益財団法人日本スポーツ協会及びその加盟団体が認めた大会とする。